

## 市立小中学校が変わります

### 夏休み中も授業ができるようになります

町田市公立学校の管理運営に関する規則を改正しました

町田市教育委員会は、各学校が創意工夫をした特色ある教育課程を編成し、ゆとりの中で児童・生徒が「確かな学力」を身に付けられるよう、「町田市公立学校の管理運営に関する規則」を改正しました。

#### 改正の主な内容

- 一、夏季休業日に授業を設定することができる。(学校の選択で実施)
- 二、二学期制を実施することができる。(学校の選択で実施)
- 三、開校記念日を授業日とする。(全小・中学校で実施)

一及び二については、一律に実施するものではありません。各学校が主体的に、特色ある学校づくりを進める上で工夫できるようにしたものです。各学校は、児童・生徒等の実態を踏まえ過度の負担にならないように配慮しながら、実施について検討をします。

#### 「生きる力」をはぐくむために

今回の「町田市公立学校の管理運営に関する規則」の改正は、「中央教育審議会答申」とそれに伴って行われた「学習指導要領」の一部改正に基づき、子どもたちに「生きる力」を身に付けさせることを目指すものです。

「生きる力」とは、  
確かな学力  
豊かな人間性

たくましく生きるための健康や体力

「確かな学力」とは、知識や技術はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等を含めたものである。

中央教育審議会答申より

学習指導要領の一部改正

(二〇〇三年二月二六日付け)の趣旨

総合的な学習の時間の一層の充実

個に応じた指導の一層の充実

教育課程を適切に実施するために必要な指導時間の確保

学習指導要領が指す、「生きる力」の育成には、具体的に次の三点について、工夫・改善を図ります。

#### 「確かな学力」を身に付けるために

(一) 充実

新学習指導要領で新設された「総合的な学習の時間」により、これまで以上に、各学校が創意工夫をすることが求められます。各学校では、児童・生徒の実態に即した目標・内容を明確に設定した指導計画を立てて推進します。さらに、地域ならではの教材や学習環境の積極的な活用により、体験活動や、問題解決的な学習活動を充実させます。このことにより、児童・生徒の「学ぶ意欲」を

育て、「総合的な学習の時間」を価値ある学びの時間とします。

#### (二) 学力の定着

習熟の程度に応じた少人数指導や、児童・生徒の興味・関心に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習など児童・生徒の実態に即して適切な指導を行い、学力の定着を図ります。

#### (三) 授業時間の確保

各学校は、指導方法の工夫を行

#### 「ごぞんじですか? スクールカウンセラー」

今年度ですべての市立小中学校にカウンセラーの配置が終わり、スクールカウンセラーを配置しています。

各中学校のスクールカウンセラーは週1回8時間年間35回勤務しています。また、カウンセラーは、臨床心理士の資格を持ち、主な事業内容は、生徒へのカウンセリング

保護者との相談  
教職員へのアドバイス  
教育相談に関する研修  
関係機関、専門機関との連携

を主に相談活動しています。生徒は、一人であるいは友達と気軽にカウンセリングルームを訪れ、家族や友人関係、学習や進学のことなど心の悩みを相談しています。生徒が、カウンセリングを受けていくことで不登校が解消した事例や、いじめなどの人間関係が早期に改善した事例も報告されています。



和やかに相談する生徒と子供の心を受け止めるカウンセラー

い、児童・生徒が「確かな学力」を身に付けるために必要なゆとりある授業時間を確保します。

町田市教育委員会は、児童・生徒が、「確かな学力」を身に付け、質の高い教育を受けることができるように努めます。さらに、教育環境の整備と教育課程の適切な編成と実施について指導・助言を行い、各市立小中学校を支援していきます。

問指導課 ☎724・2178

## 2004年度(平成16年度) 町田市教育委員会 教育目標

町田市教育委員会は、人の心を大切にすることを基本にすすめていきます。それには、子どもから大人まですべての市民が心身ともに健康であること、一人ひとりが個性を大切にすること、豊かな情操と国際感覚を身につけること、自然環境を守り平和を愛することが必要です。

学校教育と社会教育が協力し合い、創造的で知性と感性にあふれた「生涯学習社会」の実現を目指します。

#### 町田市教育委員会の基本方針

町田市教育委員会は、「教育目標」で示したような個性豊かな生涯学習社会を目指し、以下の基本方針で教育施策を推進していきます。

##### 基本方針1 人権尊重の徹底

日本国憲法及び教育基本法を基盤として、児童の権利に関する条約や「町田市子ども憲章」などの趣旨を生かした教育を推進します。また、学校教育と社会教育全体を通して、どんなに小さな偏見や差別でも許さない理念を浸透させていきます。

##### 基本方針2 生涯学習の促進

市民が、いつでもどこでも自由に学習できる社会をつくるために、家庭教育、学校教育、社会教育をそれぞれの部門で充実し、相互に緊密な連絡をとり合って、生涯学習を果しめるものにしていきます。

##### 基本方針3 健全育成の推進

信頼と尊敬が得られる社会人を育てます。そのために、一人ひとりの子どもたちが社会とのかかわりのなかで自己実現を図れるよう、学校・家庭・地域社会が緊密に連携し合って、「心とからだの健康づくり」を推進していきます。

##### 基本方針4 学校教育の充実

子どもたちが、将来に希望をもち、力強く成長できるよう指導します。そのために自ら学ぶ意欲はもちろんなこと、基礎・基本の確かな定着とともに思考力、判断力、表現力などの能力の育成を重視し一人ひとりの個性を生かす教育を充実していきます。

##### 基本方針5 社会教育の充実

市民が、豊かな生活を送れるよう学習の場や機会を提供し、指導者の充実、施設の整備など環境を整えていきます。

##### 基本方針6 芸術・文化・スポーツ・レクリエーションの振興

市民が、それぞれの生活や年齢に応じて生きがいを持って生活できるような芸術・文化・スポーツ・レクリエーションと触れ合い、親しめる場や機会を提供するなど支援していきます。